

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
総務部 総務課  
TEL 0771-22-3131(代表)  
京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 規 則 ——

- 亀岡市土地改良事業等分担金徴収条例  
施行規則 (農地整備課) 2
- 亀岡市国営土地改良事業負担金等徴収  
条例施行規則の一部改正 (農地整備課) 4

### —— 告 示 ——

- 亀岡市ひとり親世帯臨時特別給付金支  
給事業実施要綱 (子育て支援課) 6
- 地縁団体の告示事項の変更  
(自治防災課) 12
- 地縁団体の告示事項の変更  
(自治防災課) 12
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 12
- 特定子ども・子育て支援施設等の告示  
(保育課) 13
- 徴収事務の委託 (文化資料館) 14

### —— 公 告 ——

- 一般競争入札の執行 (財産管理課) 15
- 亀岡市職員採用試験公告 (人事課) 17
- 亀岡農業振興地域整備計画の変更によ  
る計画書の縦覧 (農林振興課) 21
- 一般競争入札(条件付き)の執行  
(契約検査課) 22
- 一般競争入札の中止 (財産管理課) 26
- 亀岡市農業委員会総会の招集  
(農林振興課) 26

- 公募型プロポーザル方式による業務受  
託候補者の選定 (教育総務課) 26
- 一般競争入札(条件付き)の執行  
(財産管理課) 27
- 都市計画法に関する工事完了の公告  
(都市計画課) 31
- 都市計画法に関する工事完了の公告  
(都市計画課) 31
- 亀岡農業振興地域整備計画の変更案の  
縦覧 (農林振興課) 32

### —— 任免及び辞令 ——

#### 教育委員会欄

### —— 任免及び辞令 ——

#### 農業委員会欄

### —— 公 告 ——

- 令和2年8月定例総会の開催 33

#### 上下水道部欄

### —— 告 示 ——

- 亀岡市指定給水装置工事事業者取消の  
告示 34
- 亀岡市指定給水装置工事事業者におけ  
る事業廃止の告示 34

#### 市立病院欄

### —— 規 程 ——

- 亀岡市立病院職員の給与に関する規程  
の一部改正 35

## 規則

亀岡市土地改良事業等分担金徴収条例施行規則をここに公布する。

令和2年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第28号

亀岡市土地改良事業等分担金徴収  
条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市土地改良事業等分担金徴収条例（昭和41年亀岡市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(徴収及び滞納処分職員証等の携帯)

第2条 分担金等（条例第3条の分担金及び条例第7条の特別徴収金をいう。以下同じ。）の徴収及び滞納処分に従事する職員は、服務中常に亀岡市土地改良事業等分担金等徴収及び滞納処分職員証（別記様式）を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

（表）

第 号	契印
亀岡市土地改良事業等分担金等徴収及び滞納処分職員証	
写 真	所属 亀岡市 職 氏名 年 月 日生
契印	課 年 月 日生
年 月 日発行 亀岡市長 <span style="float: right;">印</span>	

（裏）

- 1 本証は、亀岡市土地改良事業等分担金等の徴収及び滞納処分に関する事務を行うときは、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証を紛失又は毀損したときは、速やかに理由を付し、市長に届け出なければならない。
- 5 本証の有効期間は、発行の日から1年以内とする。

「揭示済」

亀岡市国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第29号

亀岡市国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則（平成23年亀岡市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（徴収及び滞納処分職員証の携帯）

第7条 条例第2条に規定する負担金及び条例第7条に規定する特別徴収金の徴収及び滞納処分に従事する職員は、服務中常に亀岡市国営土地改良事業負担金等徴収及び滞納処分職員証（別記第5号様式）を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。  
別記第4号様式の次に次の1様式を加える。

第5号様式（第7条関係）

（表）

第 号	契印		
亀岡市国営土地改良事業負担金等徴収及び滞納処分職員証			
写 真	契印	所 属 亀岡市 職 氏名	課  年 月 日生
年 月 日発行		亀岡市長	印

(裏)

- 1 本証は、亀岡市国営土地改良事業負担金等の徴収及び滞納処分に関する事務を行うときは、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証を紛失又は毀損したときは、速やかに理由を付し、市長に届け出なければならない。
- 5 本証の有効期間は、発行の日から1年以内とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

## 告 示

亀岡市告示第157号

亀岡市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業  
実施要綱を次のように定める。

令和2年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市ひとり親世帯臨時特別給付  
金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり親世帯臨時特別給付金支給要領（令和2年6月17日付け子発0617第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、臨時特別給付金を早期に支給するひとり親世帯臨時特別給付金支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給要件)

第2条 亀岡市（以下「市」という。）は、次の各号に定める者（ひとり親世帯臨時特別給付金のうち支給しようとしている給付に相当するものの支給を既に他の都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を管理する町村から受けている者を除く。以下「支給対象者」という。）に対し、ひとり親世帯臨時特別給付金を支給する。

(1) 令和2年6月分の児童扶養手当法（昭和

36年法律第238号。以下「法」という。）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受けている者（その全部を支給しないこととされている者を除く。以下「児童扶養手当受給者」という。）

(2) 令和2年6月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）のうち、法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者（以下「法第13条の2支給停止者」という。）、又は法第6条の規定に基づく亀岡市長（以下「市長」という。）の認定を受けた場合には法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部又は一部を支給しないこととなることが想定される者であって、次の表の左欄に掲げる者ごとに、平成30年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者（以下「公的年金給付等受給者」という。）

<p>ア 当該者（法第4条第1項第1号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）で定める児童の養育者を除く。）</p>	<p>法第9条第1項で定める児童扶養手当の一部支給に係る支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含み、当該者が母である場合であってその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は当該者が父である場合であってその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、令第2条の4第6項で定めるところにより、当該者が当該費用の支払を受けたものとみなして、収入の額を計算するものとする。）</p>
<p>イ 当該者（アに規定する養育者に限る。）</p>	<p>法第9条の2で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含む。）</p>
<p>ウ 当該者の配偶者又は当該者が父若しくは母である場合にあっては当該者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で当該者と生計を同じくする者若しくは当該者が養育者である場合にあっては当該者の扶養義務者で当該者の生計を維持する者</p>	<p>法第10条又は第11条で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、左欄に掲げる者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含む。）</p>

(3) 申請時点において、令和2年6月分の児童扶養手当に係る法第6条の規定に基づく市長の認定を受けていない受給資格者（前号に規定する者を除く。）又は法第9条から第11条までの規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、第2号の表の左欄に掲げる者ごとに、急変後1年間の収入見込額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者その他前2号に規定する者と同様の事情にあると認められる者（以下「家計急変者」という。）

(4) 前3号の規定にかかわらず、給付金は、支給対象者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合について、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に同表の左欄に掲げる者に対して給付金が支給されている場合には、この限りでない。

<p>児童扶養手当受給者、及び公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者に限る。）であって、</p>	<p>左欄に掲げる者の法第4条に定める要件に該当する児童（以下「監護等児童」という。）であった者</p>
--	--

令和2年6月1日以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	
公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者を除く。）であって、令和2年度補正予算（第2号）成立日以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者の監護等児童であった者
家計急変者であって、給付金の申請後、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した者	左欄に掲げる者の監護等児童であった者

（ひとり親世帯臨時特別給付金の支給等）

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、ひとり親世帯臨時特別給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給するひとり親世帯臨時特別給付金の金額は、次の各号に掲げる金額とする。

- (1) 基本給付 支給対象者に対して、50,000円を1回に限り支給する。ただし、監護等児童が2人以上である支給対象者に支給する給付の額は、これに監護等児童のうちの1人以外の監護等児童につきそれぞれ30,000円を加算した額とする。
- (2) 追加給付 児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申出があった者に対して、50,000円を1回に限り支給する。

（児童扶養手当受給者に対する基本給付の支給の申込み等）

第4条 市は、児童扶養手当受給者に対し、基本給付の支給の通知を行う。

2 児童扶養手当受給者は、前項の通知を受けた際、ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）受給拒否の届出書（別記第1号様式）により基本給付の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、別に定める日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、児童扶養手当受給者に対し、基本給付を支給する。

（児童扶養手当受給者に対する基本給付の支給の方式）

第5条 児童扶養手当受給者に対する市による基本給付の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 児童扶養手当口座振込方式 令和2年6月分の児童扶養手当振込時における指定口座（令和2年6月分の児童扶養手当支給口座の変更があった場合は、変更後の口座）に振り込む方式
- (2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに、児童扶養手当受給者が市に前号の指定口座の変更をひとり親世帯臨時特別給付金支給口座登録等の申出書（別記第2号様式）により届け出、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式
- (3) 窓口交付方式 指定口座への振込みによる支給が困難である場合に、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式（公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付に係る申請受付開始日及び申請期限）

第6条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対して支給する基本給付に係る市の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和3年2月28日までの間で市長が別に定める日とする。

（公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付に係る申請及び支給の方式）

第7条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付の支給を受けようとする者（以下「基本給付申請者」という。）は、ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）申請書（請求書）（別記第3号様式又は別記第4号様式。以下「基本給付申請書」という。）により申請を行う。

2 基本給付申請者による申請及びこれに基づく市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、基本給付申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関

から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 郵送申請口座振込方式 基本給付申請者が基本給付申請書を郵送により市に提出し、市が基本給付申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 窓口申請口座振込方式 基本給付申請者が基本給付申請書を市の窓口提出し、市が基本給付申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 窓口交付方式 基本給付申請者が基本給付申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、戸籍謄本並びに次の各号に掲げる場合に応じた当該各号に掲げる申立書のうち該当するもの及び所得を証明する添付書類を提出させること等により、当該基本給付申請者が第2条の要件を満たす者であるかについて確認を行う。

- (1) 基本給付申請者が公的年金給付等受給者であって、その者の生活を経済的に支えている扶養義務者がいる場合 公的年金給付等受給者の簡易な収入額の申立書（申請者本人用）（別記第5号様式）、公的年金給付等受給者の簡易な収入額の申立書（扶養義務者用）（別記第6号様式）又は公的年金給付等受給者の簡易な所得額の申立書（別記第9号様式）
- (2) 基本給付申請者が公的年金給付等受給者であって、その者の生活を経済的に支えている扶養義務者がいない場合 公的年金給付等受給者の簡易な収入額の申立書（申請者本人用）（別記第5号様式）又は公的年金給付等受給者の簡易な所得額の申立書（別記第9号様式）
- (3) 基本給付申請者が家計急変者であって、

その者の生活を経済的に支えている扶養義務者がいる場合 家計急変者の簡易な収入見込額の申立書（申請者本人用）（別記第7号様式）、家計急変者の簡易な収入見込額の申立書（扶養義務者用）（別記第8号様式）又は家計急変者の簡易な所得見込額の申立書（別記第10号様式）

- (4) 基本給付申請者が家計急変者であつて、その者の生活を経済的に支えている扶養義務者がいない場合 家計急変者の簡易な収入見込額の申立書（申請者本人用）（別記第7号様式）又は家計急変者の簡易な所得見込額の申立書（別記第10号様式）

4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該基本給付申請者の本人確認を行う。

（児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者に対する追加給付に係る申請受付開始日及び申請期限）

第8条 児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者に対して支給する追加給付に係る市の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和3年2月28日までの間で市長が別に定める日とする。

（児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者に対する追加給付に係る申請及び支給の方式）

第9条 児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者に対する追加給付の支給を受けようとする者（以下「追加給付申請者」という。）は、ひとり親世帯臨時特別給付金（追加給付）申請書（請求書）（別記第11号様式。以下「追加給付申請書」という。）により申請を行う。

2 追加給付申請者による申請及び市による支

給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、追加給付申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 郵送申請口座振込方式 追加給付申請者が追加給付申請書を郵送により市に提出し、市が追加給付申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 窓口申請口座振込方式 追加給付申請者が追加給付申請書を市の窓口へ提出し、市が追加給付申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 窓口交付方式 追加給付申請者が追加給付申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、追加給付申請書の内容等により、当該追加給付申請者が第2条の要件を満たす者であるか等について確認を行う。

4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該追加給付申請者の本人確認を行う。

（代理による申請）

第10条 代理により第7条第1項及び前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

（基本給付申請者及び追加給付申請者に対する支給の決定）

第11条 市長は、第7条第1項又は第9条第1項の規定により提出された申請書を受領したときは、速やかに内容を確認の上、支給を

決定し、当該基本給付申請者及び追加給付申請者に対し、第7条第2項各号又は第9条第2項各号に掲げる方式によりひとり親世帯臨時特別給付金を支給する。

(ひとり親世帯臨時特別給付金の支給等に関する周知)

第12条 市長は、ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び監護等児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第13条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、基本給付申請者及び追加給付申請者から第6条第2項及び第8条第2項の申請期限までに第7条第1項及び第9条第1項の申請が行われなかった場合、当該基本給付申請者及び追加給付申請者がひとり親世帯臨時特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、市が把握する令和2年6月分の児童扶養手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては、当該届出をした指定口座とする。）にひとり親世帯臨時特別給付金の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約又は変更等の事由により令和3年3月31日までに完了できない場合は、ひとり親世帯臨時特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

3 市長が第11条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和3年3月31日までに支給が完了できない場合は、当

該申請は取り下げられたものとし、ひとり親世帯臨時特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(不当利得の返還)

第14条 市長は、ひとり親世帯臨時特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段によりひとり親世帯臨時特別給付金の支給を受けた者に対し、支給を行ったひとり親世帯臨時特別給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第15条 ひとり親世帯臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別記様式 省略

「揭示済」

亀岡市告示第158号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年7月6日

亀岡市長 桂川孝裕

「畑野町高橋区」

1 主たる事務所所在地の変更

- (1) 省略
- (2) 変更年月日 令和2年4月1日

2 代表者の変更

- (1) 代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 池田 洋二
- (2) 変更年月日  
令和2年4月1日
- (3) 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第159号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年7月6日

亀岡市長 桂川孝裕

「畑野町高橋2区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 石川 幸男

2 変更年月日

令和2年5月3日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第160号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

令和2年7月14日

亀岡市長 桂川孝裕

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域  
J R 千代川駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

令和2年7月14日（金）  
午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 2台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

- 7 返還期間 月曜日～土曜日 午前10時～午後7時
- 8 返還を受けるための手続き
  - ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。
  - ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。
  - ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。
- 9 引取りのない場合の措置  
保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課 電話 0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第161号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等として、同法第58条の2に基づき次のとおり確認をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和2年7月17日

亀岡市長 桂川孝裕

特定子ども・子育て支援施設等

提供者の氏名 又は名称	施設等の名称	所在地	確認 年月日	施設等の種類	預かり保育事業 については、一定の基準 <sup>*</sup> を満 たしているか否 かの別
社会福祉法人 くわの実 つむぎ会	くわの実 保育園	亀岡市三宅町1丁目3番 21号	令和2年 4月1日	一時預かり事業	—
谷口 広子	谷口 広子	亀岡市千代川町	令和2年 5月12日	認可外保育施設	—
渡部 美弥子	渡部 美弥子	亀岡市大井町	令和2年 5月29日	認可外保育施設	—

※一定の基準とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の18第3項に定めるもの。

「揭示済」

## 亀岡市告示第162号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により入館料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2年7月23日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 委託先

大阪市北区豊崎5-6-10 商業ビル7F  
株式会社マッシュ  
代表取締役 間藤芳樹

## 2 委託した入館料徴収事務

イープラスにて販売する「亀岡市文化資料館・京都大河ドラマ館共通入館券（かめまるマートお買物券付き）」のうち、亀岡市文化資料館入館料分

## 3 委託期間

令和2年7月23日から  
令和3年3月15日まで

「揭示済」

# 公 告

亀岡市公告第41号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和2年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

入札事項	亀岡市公有地の売却 売却する物件：亀岡市北古世町一丁目72番、同72番5 (元市営住宅事業用地) 宅地 合計面積 766.96㎡(実測)
入札日時及び 入札場所	令和2年8月27日(木曜日) 入札：午前10時から午前10時40分まで 開札：午前11時から 場所：亀岡市役所4階入札室
入札参加資格	日本国内に居住している者。ただし、次のアからオまでに該当する者は参加できない。 ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者 イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者 ウ 亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第1号に規定する暴力団並びに同条第4号に規定する暴力団員等並びにこれらの者の依頼を受けて市有地等の売買契約をしようとする者 エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3に規定する者 オ 亀岡市税に滞納がある者
参加申込み	この入札に参加を希望する場合は、事前の申込みを必要とする。
参加申込受付 期間及び場所	参加申込みは、下記の期間内に亀岡市役所1階財産管理課(14番窓口)にて受け付ける。 令和2年7月17日(金曜日)から令和2年8月6日(木曜日)まで(土・日曜日及び祝休日を除く。) 受付時間：午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
実施要領・入 札参加申込書 等の配布	「亀岡市公有地の売却について(亀岡市北古世町一丁目72番、同72番5)：実施要領」として、令和2年7月1日(水曜日)から亀岡市ホームページにて配布する。入手できない場合は亀岡市財産管理課に問い合わせること。

<p>予定価格（最低売却価格）の有無</p>	<p>予定価格（最低売却価格）を次のとおり設定する。 40,300,000円</p>
<p>土地の利用・留意事項</p>	<p>入札する物件は、次の土地利用条件等が付される。</p> <p>ア 周辺地域の生産環境、業務環境又は居住環境と調和した開発を購入者が事業主として行うこととし、購入者自らが一切事業に着手することなく第三者に譲渡することは固く禁ずる。</p> <p>イ 給水に関する条件：当該地には引き込み管はない。南側市道内には配水管（H I V P φ 4 0 mm）が布設されているが、既存配水管から新たな引き込みは不可能のため、新規引き込み口径に合わせた配水管の増径整備が必要。配水管の整備にあたっては、亀岡市水道課と協議が必要。なお、配水管の整備に係る工事費用については、全額申込者の負担となる。給水装置工事申し込み時に加入金（口径加入金・面積加入金・申請手数料）が必要。土地利用の状況に応じて関係課と十分協議・調整を行うこと。</p> <p>ウ 下排水に関する条件：当該地には公共汚水桝はない。当該地の受益者負担金は完納されている。前面道路（南側）に下水道本管（V U φ 2 5 0 mm）の布設がある。公共汚水桝が必要な場合は、申込者の負担による設置となる。土地利用の状況に応じて関係課と十分協議・調整を行うこと。</p> <p>エ 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行条例（昭和35年京都府条例第13号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、亀岡市の関係条例、その他全ての関係法令等を遵守するとともに、土地利用の状況に応じて関係機関、関係課等と十分協議・調整の上、適切に処理すること。</p> <p>オ 本物件は現状有姿のまま売り渡すものであり、契約不適合責任を負わない。ただし、購入者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条に規定する消費者の場合、引き渡しの日から2年間に限り民法（明治29年法律第89号）第562条から第564条までに定める契約不適合責任を負う。なお、本物件内の工作物（フェンス含む。）及び立木等について撤去が必要な場合は、購入者において行うこと。</p> <p>カ 土地利用・工事等にあたり、近隣住民に対して誠意をもって対応することとし、亀岡市は関与しない。なお、工事等に伴う騒音、振動、埃等及び新施設を建設したことに起因する電波障害、風害、日影等の周辺への影響については、購入者の責任において対応すること。</p> <p>キ 接道条件や敷地内の高低差などを含め、現地及び周辺環境の状況を購入者自身で確認の上、入札参加すること。</p>
<p>土地の用途制限</p>	<p>入札する物件は、売買契約書において次の用途制限が付される。</p> <p>ア 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に供しないこと。</p> <p>イ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項から第11項までに</p>

	規定する風俗関連営業の用途に供しないこと。
無効な入札	次の入札は無効とする。 ア 入札参加資格のない者がした入札 イ 指定の時刻までに提出しなかった入札 ウ 所定の入札書によらない入札 エ 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札 オ 入札者又はその代理人が同一の入札について、2枚以上の入札をした場合のその全部の入札 カ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合のその全部の入札 キ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が識別できない入札 ク 入札金額を訂正した入札 ケ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札 コ 指定の日時までに事前申込みをしなかった者がした入札
落札者の決定方法	予定価格（最低売却価格）以上の額の入札のうち、最高額で入札した者を落札者とする。同額の入札をした者が二人以上あるときは「くじ」による。
入札保証金及び契約保証金	入札保証金（京都手形交換所参加金融機関が振り出した保証小切手）は入札額の5%以上、契約保証金は契約金額の10%以上とする。
その他	入札に関する注意事項、契約に関する注意事項、物件情報等は「亀岡市公有地の売却について（亀岡市北古世町一丁目72番、同72番5）：実施要領」で確認し、全て承知・承諾の上、入札参加すること。
問い合わせ先	亀岡市会計管理室財産管理課 電話0771-25-5160

「揭示済」

亀岡市公告第42号

亀岡市職員採用試験公告

亀岡市職員採用試験を次のとおり実施する。

令和2年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 試験区分及び採用予定人数

試験区分	行政							保育士・幼稚園教諭	
	かめおか・未来・チャレンジ方式		一般方式						
	事務Ⅰ	土木Ⅰ	事務Ⅰ	事務Ⅲ	土木Ⅰ	土木Ⅲ	学芸員		手話通訳士(者)
採用予定人数	事務Ⅰ・事務Ⅲで若干名	土木Ⅰ・土木Ⅲで若干名	事務Ⅰ・事務Ⅲで若干名		土木Ⅰ・土木Ⅲで若干名		1人	1人	若干名

2 受験資格

(1) 次に該当する人が受験できる。

[かめおか・未来・チャレンジ方式]

ア 行政（事務Ⅰ）（上級）

昭和60年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学を卒業した人又は令和3年3月31日までに卒業する見込みの人（独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された人又は令和3年3月31日までに授与される見込みの人も大学卒を含む。）

イ 行政（土木Ⅰ）（上級）

昭和60年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学及び高等専門学校を含む。）において土木工学に関する課程を修得し卒業した人又は令和3年3月31日までに修得し卒業する見込みの人（独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された人又は令和3年3月31日までに授与される見込みの人も大学卒を含む。）

[一般方式]

ウ 行政（事務Ⅰ）（上級）

平成6年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人

エ 行政（事務Ⅲ）（初級）

平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人

オ 行政（土木Ⅰ）（上級）

平成6年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学及び高等専門学校を含む。）において土木工学に関する課程を修めた人又は令和3年3月31日までに修める見込みの人

カ 行政（土木Ⅲ）（初級）

平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による高等学校等において土木系の課程を修めた人又は令和3年3月31日までに修める見込みの人

キ 行政（学芸員）（上級）

昭和60年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を日本史学専攻で卒業（令和3年3月31日までに卒業見込みを含む。）し、学芸員資格を有しており（令和3年3月31日までに取得見込みを含む。）、次のいずれかに該当する人（独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された人又は令和3年3月31日までに授与される見込みの人も大学卒を含む。）

- (ア) 博物館などの歴史分野の調査等について、知識・経験を有する人
- (イ) 埋蔵文化財の発掘調査について、知識・経験を有する人
- ク 行政（手話通訳士（者））（上級）
 

昭和36年4月2日以降に生まれた人で、厚生労働大臣認定の手話通訳士の資格を有する人又は都道府県認定の手話通訳者の資格を有する人
- ケ 保育士・幼稚園教諭
 

昭和60年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、保育士資格及び幼稚園教諭資格を有する人（令和3年3月31日までに取得見込みを含む。）
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定による欠格条項に該当する人は受験することができない。
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 亀岡市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、同法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
  - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 1次試験

- (1) かめおか・未来・チャレンジ方式のみ
  - ア 方法
 

集団面接試験、論文試験
  - イ 日時・場所
 

令和2年9月20日（日）午前10時50分から『京都先端科学大学』において行う。
- (2) 全ての区分（かめおか・未来・チャレンジ方式を除く。）
  - ア 方法
 

行政（事務Ⅰ・Ⅲ、土木Ⅰ・Ⅲ、学芸員、手話通訳士（者））、保育士・幼稚園教諭

試験区分		試験方法	試験科目	出題分野（予定）
行政 （一般方式）	事務Ⅰ	筆記試験 （多肢選択式）	教養試験	時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断、数的推理及び資料解釈に関する能力を問う問題
	事務Ⅲ			
	土木Ⅰ			
	土木Ⅲ			
	学芸員		事務能力 基礎試験	国語（日本語）能力、数的処理能力
手話通訳士（者）				
保育士・幼稚園教諭			専門試験	社会福祉・子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、教育学・教育法規、保育原理、保育内容及び子どもの保健

## イ 日時・場所

令和2年9月20日（日）午前10時から『京都先端科学大学』において行う。

## (3) 1次試験合格発表

令和2年10月上旬に通知する。

## 4 2次試験

## (1) 方法（予定）

ア 個別面接試験（全ての区分）

イ 実技試験（行政（手話通訳士（者））、保育士・幼稚園教諭）

## (2) 日時・場所

令和2年10月中旬、亀岡市内において行う。

詳しい日時、場所、提出書類等については、1次試験合格者に通知する。

## 5 3次試験

## (1) 方法（予定）

個別面接試験（全ての区分）

## (2) 日時・場所

令和2年11月下旬、亀岡市内において行う。

詳しい日時、場所、提出書類等については、2次試験合格者に通知する。

## 6 最終合格発表

令和2年12月上旬まで（予定）に通知する。

## 7 採用

最終合格者は、試験区分ごとに作成する職員採用候補者名簿に登載し、令和3年4月1日以降必要に応じ採用される。

なお、この名簿の有効期間は令和4年3月31日までとする。

## 8 初任給（標準例）

（参考：令和2年4月1日現在。ただし、地域手当を含む。）

大学卒	193,132円
短大卒	172,886円
高校卒	159,638円

試験区分により異なることがある。

上記のほか、市職員の給与に関する条例等の規定に従い、通勤手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）等の諸手当が要件に応じて支給される。また、最終学校卒業後に職歴等がある場合などは、基準により初任給に加算されることがある。

## 9 受験手続及び受付期間

### (1) 申込（郵送のみ）

ア 申込みは、申込書、自己紹介書、職務経歴書（職歴のある受験者のみ）及び学芸員試験申込みに係る経歴書（学芸員試験の受験者のみ）に必要事項を記入し、最近6箇月以内に撮影した本人の写真（上半身脱帽、正面向タテ4cm、ヨコ3cm）を貼り、亀岡市市長公室人事課に提出することとする。

イ 記載内容等について確認することがあるので、連絡がとれる電話番号を記載すること。

ウ 封筒の表に『採用試験受験』と朱書きし、返信用封筒（84円切手を貼って、宛先を明記したもの）を同封のうえ簡易書留で送付すること。

エ 申込書受理後は、申込みをした区分の変更はできない。

オ 心身に障害があり、受験に際して配慮が必要な場合は、あらかじめ連絡すること。

### (2) 受付期間

申込みは、令和2年7月1日（水）から令和2年7月27日（月）まで受け付ける。  
締切日を7月27日（月）とし、締切日の消印のあるものは有効とする。

## 10 その他

新型コロナウイルス感染症の影響や自然災害等が発生した場合、試験を中止・延期することがある。

なお、中止・延期の場合は市ホームページにて掲載する。

## 11 採用試験についての問い合わせ

受験手続、その他の不明な点は亀岡市市長公室人事課に問い合わせることとする。

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

電話（0771）22-3131（市役所代表）…（内線2934）

電話（0771）25-5016（人事課直通）

FAX（0771）24-5501

URL：<https://www.city.kameoka.kyoto.jp>

「揭示済」

## 亀岡市公告第43号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、亀岡農業振興地域整備計画を変更したので同条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該計画書を次のより縦覧に供する。

令和2年7月3日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 農業振興地域整備計画書の縦覧期間  
令和2年7月3日以後、常時備え置くこととする。
- 2 農業振興地域整備計画書の縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

---

 亀岡市公告第44号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。  
 なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和2年7月7日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- |              |                                  |           |          |
|--------------|----------------------------------|-----------|----------|
| (1) 工事番号     | 水配替第2号                           |           |          |
| (2) 工事名      | 亀岡中部農地整備事業（曾我部工区）に伴う配水管移設工事（その3） |           |          |
| (3) 工事場所     | 亀岡市曾我部町地内                        |           |          |
| (4) 工事種別     | 水道施設工事                           |           |          |
| (5) 工事概要     | 配水管                              | DSGX φ150 | L=563.0m |
|              |                                  | HIVP φ100 | L=0.3m   |
|              |                                  | HIVP φ75  | L=7.1m   |
|              | 仮設管                              |           | 一式       |
|              | 舗装本復旧（t=5cm）                     |           | A=22.0㎡  |
| (6) 予定価格（税込） | 32,670,000円                      |           |          |
|              | 【入札書比較価格（税抜） 29,700,000円】        |           |          |
| (7) 工期       | 契約日の翌日から220日間                    |           |          |
| (8) 部分払      | 無                                |           |          |
| (9) 前金払      | 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。）    |           |          |

- (10) 中間前金払 請負金額が500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 令和2年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書（特記仕様書 3. 配水管技能者の資格）及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注された水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (5) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。  
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、契約変更の増減額は対象外とする。）
- (6) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

(※受注件数とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した水道施設工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。)

- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (8) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。（ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。）

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和2年7月7日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和2年7月7日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和2年7月14日（火） 午前9時から午後5時まで 令和2年7月15日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり

入札参加確認通知の送付	令和2年7月16日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和2年7月13日（月） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和2年7月17日（金） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和2年7月21日（火） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和2年7月27日（月） 午前9時から午後5時まで 令和2年7月28日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和2年7月29日（水） 午後1時30分	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

## 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備

日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課  
 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第45号

下記の一般競争入札を中止するので、次のとおり公告する。

令和2年7月10日

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 公告日  
令和2年7月1日
- 2 入札を中止する業務
  - (1) 公告番号  
亀岡市公告第41号
  - (2) 件名  
亀岡市公有地の売却について  
(亀岡市北古世町一丁目72番、同72番5)

「揭示済」

亀岡市公告第46号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、亀岡市農業委員会総会を招集する。

令和2年7月15日

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 日時 令和2年7月20日（月）  
午後1時30分から
- 2 場所 亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所 1階 市民ホール
- 3 議題 役員の選出について

「揭示済」

亀岡市公告第47号

亀岡市立小・中・義務教育学校情報通信ネットワーク環境施設整備委託について、公募型プロポーザル方式により業務受託候補者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和2年7月17日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 業務概要

### (1) 業務名

亀岡市立小・中・義務教育学校情報通信ネットワーク環境施設整備委託

### (2) 業務の目的

教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用を実現するため、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な児童生徒を誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを提供できる環境を整備することを目的とする。

なお、今回の業務は学校内の通信ネットワーク整備のみとする。

### (3) 委託契約の期間

亀岡市議会の議決のあった日から令和3年3月31日まで

### (4) 業務の内容

亀岡市立小・中・義務教育学校情報通信ネットワーク環境施設整備委託仕様書のとおりとする。

なお、現在の仕様書は案であるため、本プロポーザルにおいて選定された事業者と協議の上で最終的な仕様を確定する。

## 2 その他

詳細は、亀岡市立小・中・義務教育学校情報通信ネットワーク環境施設整備委託に係る公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

---

## 亀岡市公告第48号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和2年7月17日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- |          |                      |
|----------|----------------------|
| (1) 工事番号 | 2道改第3号               |
| (2) 工事名  | 市道池尻宇津根線道路改良工事（その14） |
| (3) 工事場所 | 亀岡市馬路町橋本地内外          |
| (4) 工事種別 | 土木一式工事               |

- |                |   |                       |          |
|----------------|---|-----------------------|----------|
| (5) 工事概要       | 工事延長  | L=120.0m              | W=10.75m |
|                | 土工  | 1式                    |          |
|                | 排水工   | 1式                    |          |
|                | As舗装工   | A=720.6m <sup>2</sup> | (車道)     |
|                | As舗装工   | A=730.5m <sup>2</sup> | (歩道)     |
|                | 構造物取壊し工   | 1式                    |          |
|                | 付帯工   | 1式                    |          |
| (6) 予定価格(税込)   | 42,945,100円   |                       |          |
|                | 【入札書比較価格(税抜)  | 39,041,000円】          |          |
| (7) 工期         | 契約日の翌日から190日間   |                       |          |
| (8) 部分払        | 無   |                       |          |
| (9) 前金払        | 有(当該工事請負金額の40%以内、保証事業会社の保証が必要)  |                       |          |
| (10) 中間前金払     | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上(変更工期を含む。)で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前払金(請負金額の20%以内。また、保証事業会社の保証が必要。)が請求できる。 |                       |          |
| (11) 最低制限価格    | 採用  |                       |          |
| (12) 入札保証金     | 免除  |                       |          |
| (13) 契約保証金     | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。   |                       |          |
| (14) 支給材料及び貸与品 | 無   |                       |          |
| (15) 契約書の要否    | 要   |                       |          |

## 2 入札参加資格要件

- (1) 令和2年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
  - (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
  - (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
- (※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成31年4月1日以降に発注された土木工事(A等級対

象工事)の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)

- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

(※受注金額は、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したものや契約変更の増減額は対象外とする。)

- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

(※受注件数とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した土木一式工事(A等級対象工事)で受注した件数をいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。)

- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

### 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書(別紙様式1)

- (2) 配置予定技術者調書(別紙様式2)

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく下請総額が4,000万円(建築一式は6,000万円)未満の場合は主任技術者)は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。)

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書(別紙様式2)に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

## 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和2年7月17日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和2年7月17日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和2年7月27日（月） 午前9時から午後5時まで 令和2年7月28日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和2年7月29日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和2年7月22日（水） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和2年7月30日（木） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和2年8月3日（月） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和2年8月5日（水） 午前9時から午後5時まで 令和2年8月6日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和2年8月7日（金） 午前10時00分	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課  
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第49号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和2年7月22日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
亀岡市大井町並河2丁目15の17、17の1  
(関連区域)  
亀岡市大井町並河2丁目15の14の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称  
京都市西京区御陵鳴谷6の5  
株式会社永田工務店

「揭示済」

亀岡市公告第50号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和2年7月27日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
亀岡市篠町篠上中筋22の一部、24、24の1、24の2、25、26の一部、28・29合併の一部、140の一部  
(関連区域)  
府有地、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称  
京都市右京区西院松井町4  
有限会社ティー・ワイ・シー

「揭示済」

亀岡市公告第51号

亀岡農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供する。

なお、亀岡市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について、令和2年8月28日（縦覧期間満了の日）までに意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和2年8月31日（縦覧期間満了の日の翌日）から令和2年9月14日までにこれを申し出ることができる。

令和2年7月29日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

自 令和2年7月30日

至 令和2年8月28日

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

任免及び辞令

山本英幸

亀岡市国民保護協議会幹事に委嘱します

任期は令和4年6月30日までとします

法貴良好

(各 通)

小林 仁

森 聡子

木村 茂

亀岡市循環型社会推進審議会委員に委嘱します

任期は令和3年9月30日までとします

樋垣 諒

亀岡市休日急病診療所医師に委嘱します

中澤基行

(各 通)

法貴雅男

滝花慶子

原田正己

亀岡市循環型社会推進審議会委員の委嘱を解きます

令和2年7月1日

仲山德音

亀岡市政の円滑な運営に資するため地方創生に係る市政アドバイザーとして参与に委嘱します

任期は令和3年7月17日までとします

令和2年7月18日

中村篤志

亀岡市行政改革推進委員会委員に委嘱します

任期は令和2年11月29日までとします

令和2年7月27日

田中恵子

亀岡市介護認定審査会委員の委嘱を解きます

令和2年7月31日

## 教育委員会欄

### 任免及び辞令

(各 通) 安 藤 信 策  
井 上 良 雄  
鵜 島 三 壽  
大 場 修  
田 中 智 子  
豊 田 知 八  
深 町 加津枝  
藤 井 健 三  
松 岡 久美子  
山 下 ひろ子

亀岡市文化財保護委員に委嘱します

任期は令和4年6月30日までとします

(各 通) 中 澤 博 幸  
川 勝 哲 也  
吉 村 要  
野々村 誠 一  
猪 子 純 子  
工 藤 和 之  
上 田 善 郎  
美 馬 喜代子  
池 田 恭 浩  
沼 津 雅 子  
廣 正 基  
山 田 昌 子

亀岡市社会教育委員に委嘱します

任期は令和4年6月30日までとします

令和2年7月1日

## 農業委員会欄

### 公 告

亀岡市農業委員会公告第8号

令和2年8月定例総会を下記のとおり公告する。

令和2年7月31日

亀岡市農業委員会  
会長 神崎 弥

記

- 1 日 時  
令和2年8月5日(水)  
午後1時30分から
- 2 場 所  
亀岡市役所 3階  
302・303会議室
- 3 議 題
  - ・第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
  - ・第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について
  - ・第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
  - ・第4号議案 非農地証明交付について
  - ・第5号議案 令和2年8月農用地利用集積計画(農地中間管理機構・所有権移転)

「揭示済」

# 上下水道部欄

## 告示

亀岡市上下水道部告示第12号

亀岡市指定給水装置工事  
事業者取消の告示

令和2年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者について主任技術者が不在となり、期限内に新たな選任の届出がなかったため、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第3号の規定により告示する。

### 記

1 指定取消処理日

令和2年6月4日

2 指定取消業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
278	WPナガイ	代表 長井 禎範	大阪府大阪市平野区瓜破東8丁目8-9

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第13号

亀岡市指定給水装置工事事業者  
における事業廃止の告示

令和2年7月31日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により告示する。

### 記

1 廃止処理日

令和2年6月17日

2 廃止業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
34	カネミ 設備工業	上兼栗 三明	京都府長岡京市神足太田1番7号

3 廃止理由

指定給水装置工事事業者廃止届出書提出のため

「揭示済」

# 市立病院欄

## 規程

亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年7月1日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

亀岡市病院事業管理規程第3号

亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

亀岡市立病院職員の給与に関する規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項に次の1号を加える。

(6) 新型コロナウイルス感染症に係る業務手当

第10条第6項各号列記以外の部分中「及び」を「、」に改め、「看護師」の次に「及び臨床工学技士」を加え、同項第2号中「50,000点」を「10,000点」に、「5,000円」を「10,000円」に改め、同項第3号中「限る。）」の次に「及び臨床工学技士」を加え、同条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 新型コロナウイルス感染症に係る業務手当は、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）の患者又はその疑いのある者（以下この項において「患

者等」という。）の診察、看護、検査、介助等の業務に従事した職員に対し支給し、その額は、1日につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 患者等の身体に接触し、又は患者等に長時間にわたり接して行う業務に従事した場合 4,000円
- (2) 前号に規定する業務以外の患者等に接して行う業務に従事した場合 3,000円

附則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第10条第1項及び第7項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

「揭示済」